

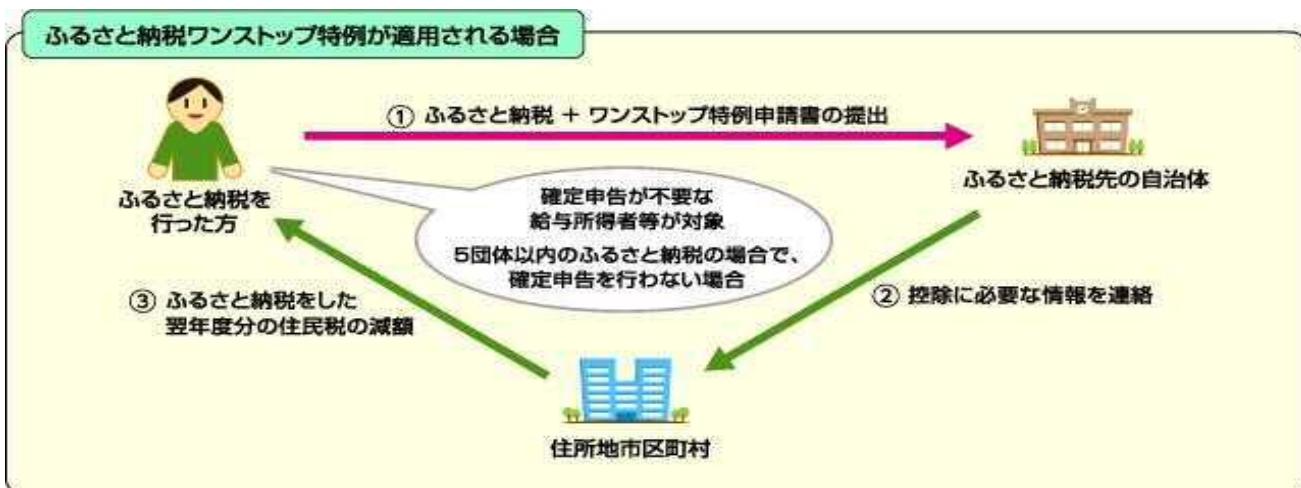
ふるさと納税を行う給与所得者等の皆様へ

～ 確定申告不要のワンストップ特例制度による税控除手続が選択できます ～

県や市などの自治体への寄附（いわゆる「ふるさと納税」）について税控除を受けるためには、通常、確定申告の手続が必要です。

ワンストップ特例制度は、給与所得者などの一定の要件に該当する方（裏面の「ワンストップ特例を選択できる方」をご参照ください。）がふるさと納税を行う場合に、寄附先の自治体で申告特例の申請手続を行うことにより、確定申告の手続を要さずに、所得税減税分相当額と住民税の控除額を合わせた額が、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除されるという、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続簡素化のための特例制度です。

ワンストップ特例により税控除の適用を受けるまでの手續の流れは、次のとおりです。



(総務省のホームページから抜粋)

① ふるさと納税

ワンストップ特例申請書の提出

寄附の方法は、自治体により異なります。

ワンストップ特例を受けるためには、寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書」の提出が必要です。

● 領収書・申請受領書について

寄附先の自治体から領収書及び申請受領書が交付されますが、ワンストップ特例の適用要件に該当しなくなった場合、確定申告により寄附金控除の手續を行う必要があります。

その際には、全てのふるさと納税に係る寄附金の申告が必要となりますので、必ず領収書等の交付を受け、大切に保管してください。

② 控除に必要な情報を連絡

寄附者の方の氏名や住所、寄附金額など、寄附金控除の手続を行うために必要な事項について、ふるさと納税先の自治体が、申告特例申請書に記載されている住所地の市町村へ通知します。

③ 住民税の控除

寄附をした年の翌年度に納めるべき個人住民税所得割の額から、所得税における減税分に相当する額と住民税における控除額を合わせた額が控除されます。

なお、住民税については、控除後の額により納付すべき所得割額が確定するため、所得税のような還付金は発生いたしません。

ワンストップ特例を選択できる方

ワンストップ特例による税控除手続を選択できるのは、お勤め先で年末調整を行う給与所得者の方など、ふるさと納税に伴う寄附金控除の申告以外は、確定申告や市・県民税の申告が必要ないと見込まれる方に限られます。したがって、次のような確定申告の必要となる方は、確定申告による寄附金控除手續を行ってください。

- ① 個人で事業を行う方や不動産所得がある方、給与収入が2千万円を超える方などの確定申告が必要な方
- ② 雑所得や一時所得、譲渡所得などの給与所得以外の所得が発生する見込みのある方
- ③ 雑損控除や医療費控除など、年末調整では手続を行えない控除の適用を受ける予定の方
- ④ 国や社会福祉法人への寄附など、自治体以外への寄附についても寄附金控除の適用を受ける予定の方 等

特例申請に当たっての注意事項

- ・ 確定申告又は市・県民税の申告が行われた場合は、ワンストップ特例の申請がなかったものとみなされます。
⇒特例申請後に確定申告等が必要となった場合は、ふるさと納税に伴う寄附金控除も含めた内容により、申告手続を行う必要があります。
- ・ ワンストップ特例が適用されるのは、特例申請を行う寄附先の自治体が5団体までの場合に限られます。
⇒5団体を超えて特例申請がなされた場合は、全ての寄附について特例申請がなかったものとみなされます。
- ・ 特例申請後に住所が変更となる場合は、特例申請書を提出した寄附先の自治体への「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要です。
⇒変更届出書の提出を行わずに、特例申請による寄附金控除の通知が、寄附をした年の翌年の1月1日における住所地の市町村以外の市町村に送付された場合、その寄附の特例申請がなかったものとみなされます。
- ・ 平成28年1月1日以後の特例申請から、申請書へのマイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。
⇒申請に当たり、マイナンバーカード等の本人確認書類・番号確認書類の提示・添付が必要となります。

ワンストップ特例による控除の内容

ワンストップ特例の申請を行った場合、1月1日から12月31日までの間にふるさと納税として自治体に寄附した金額のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで翌年度分の住民税から控除されます。控除の内容は、次のとおりです。

- ① 基本控除額…2千円を超える部分の10%を税額控除
- ② 特例控除額…2千円を超える部分のうち、①基本控除額と所得税における減税分相当額を差し引いた額
ただし、特例控除額については、住民税所得割額の2割が限度となります。
- ③ 申告特例控除額…所得税における減税分相当額

特例控除額として控除を受けるべき額が所得割の2割を超えなければ、寄附金額のうち2千円を超える部分の金額*が、寄附をした年の翌年度に納めるべき住民税から控除されることとなります。

*所得税減税分相当額の算定に用いる限界税率と所得税率の差により、その金額とならない場合があります。

【越谷市に対するふるさと納税、ワンストップ特例のための申請書・申請事項変更届出書の提出について】
越谷市役所市民活動支援課（048-963-9153（直通））までお問い合わせください。

【ワンストップ特例による税控除額などの寄附金控除に関する具体的なご相談について】

税控除の手続を行うこととなる市区町村（寄附をした年の翌年の1月1日にご住所のある市区町村）の税務担当課へ直接お問い合わせください。

越谷市の場合は、越谷市役所市民税課（048-963-9144（直通））までお問い合わせください。